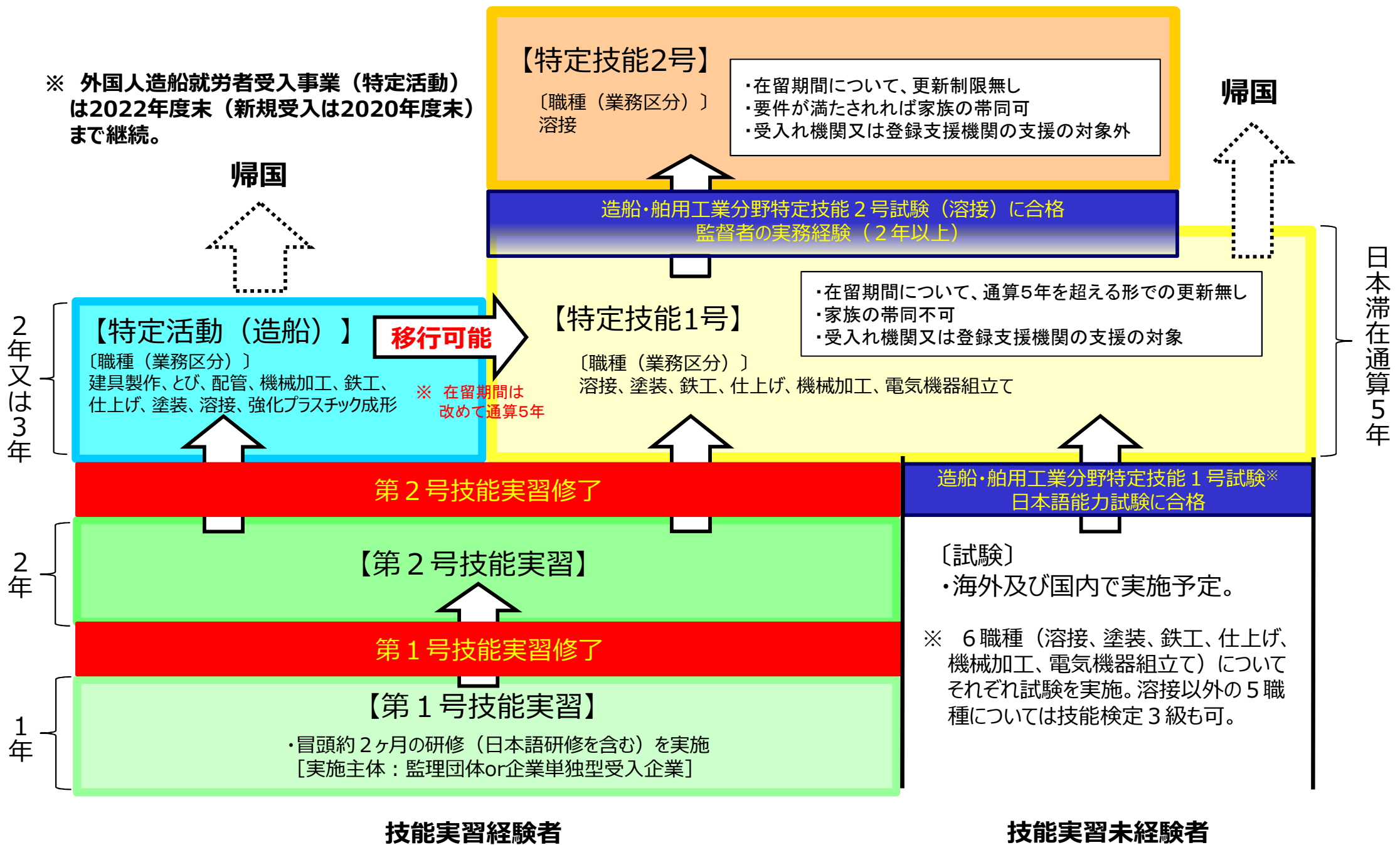


# 造船・船用工業分野における 事業者の受入れ動向について

---

# 造船・船用工業分野における外国人材のキャリアパス

※ 外国人造船就労者受入事業（特定活動）は2022年度末（新規受入は2020年度末）まで継続。



- 平成30年12月8日、臨時国会において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れるため、新たな外国人材の受入れ制度「特定技能制度」が平成31年4月1日に創設。
- 造船・船用工業分野は、14ある受入対象分野の1つとなっている。

## 業務内容

### 溶接

- ・船舶の主要な構造材料である厚板を下向きで溶接(特定技能1号)
- ・船舶の主要な構造材料である厚板を上向きや横向き等高度な溶接及び現場における監督(特定技能2号)



### 塗装

貝類の付着防止、防食、水との摩擦軽減のため、船体に対して塗装



### 鉄工

鉄板を切断・加工し、船体を構成するブロックを作るためのパーツの製造



### 仕上げ

船用エンジンの部品のはめ合わせやプロペラの部品の表面粗さ、表面性状等の向上

### 機械加工

船舶エンジンの部品等の切削加工

### 電気機器組立て

船舶用配電制御システム(配電盤や制御盤等)の組立・配線や試験の実施

## 技能水準の評価方法

### <造船・船用工業分野特定技能1号試験>

- 実施主体: (一財)日本海事協会
- 実施回数: 随時(国外及び国内で実施)
- 開始時期: 令和元年度内予定

※溶接以外(塗装、鉄工、仕上げ、機械加工、電気機器組立て)は技能検定3級も可。

### <造船・船用工業分野特定技能2号試験(溶接)>

- 実施主体: (一財)日本海事協会
- 実施回数: 随時(国内で実施)
- 開始時期: 令和3年度内予定

※試験合格に加えて、監督者としての実務経験を2年以上有することを要件。

## 受入れ人数・雇用形態

受入れ人数: 13, 000人を上限

雇用形態: 直接雇用

## 造船・船用工業分野特定技能協議会

- 設置趣旨: 特定技能外国人の適正な受入れを図るとともに、各地域における必要な特定技能外国人の受入れの確保に関する協議等を行う。
- 設置時期: 平成31年3月29日第1回協議会開催
- 構成員: 国土交通省(事務局)、業界団体、試験実施機関、特定技能所属機関、登録支援機関、関係省庁(法、警、外、厚)、有識者
- 開催頻度: 原則として3月に1回(持ち回りによる開催含む)

## 1. 造船・船用工業分野確認通知書交付状況

造船・船用工業分野において特定技能外国人材を受け入れる事業者については、当該事業者が造船・船用工業分野の事業者に該当するかの確認を国土交通省海事局船舶産業課長が行い、確認通知書を交付することとなっている。

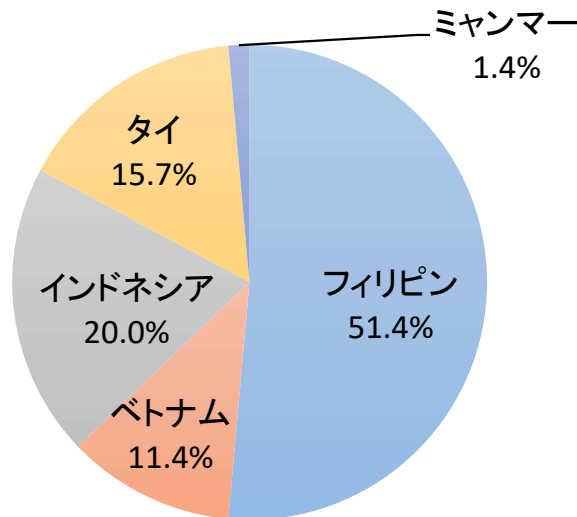
令和2年3月17日時点で135社（造船105社、船用工業30社）に対して確認通知書を交付済。

## 2. 造船・船用工業分野特定技能外国人資格取得状況

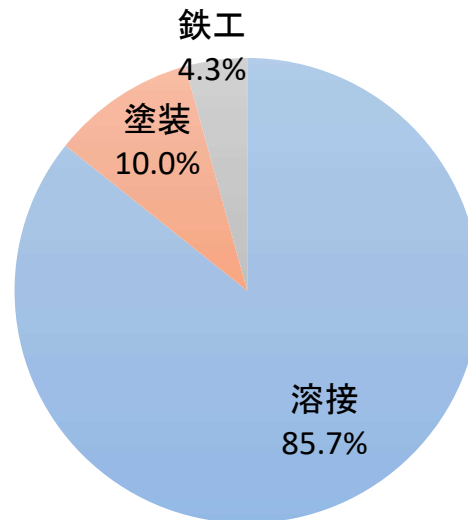
造船・船用工業分野において、特定技能外国人を受入れた造船・船用工業分野の特定技能所属機関（登録支援機関でも可）に対し、毎月末時点の特定技能外国人の受入れに係る情報について報告を求めることとなっている。

12月31日時点で在留資格認定証明書交付16件、在留資格変更許可54件となっている。

特定技能外国人出身国別比率



特定技能外国人職種別比率



確認通知書交付事業者地域別比率

